

分担金・拠出金の名称	経済協力開発機構金融活動作業部会(FATF)分担金	平成28年度 予算額	9,679千円	総合 評価	B
拠出先の国際機関名	経済協力開発機構金融活動作業部会(FATF)				
国際機関の概要	1989年7月のアルシュ・サミット経済宣言を受け、同年9月「銀行と金融機関が資金の洗浄(マネロン)のために利用されることを防止」するための検討を行う目的でFATF(金融活動作業部会)が発足。その後、役割が拡大され、現在では、マネロン対策、テロ資金供与対策、不拡散金融対策等の国際的な取組の促進を担っている他、G20の要請を受け、腐敗対策に資する活動にも取り組んでいる。現在のメンバーは、OECD加盟国を中心とした35か国・地域、2機関。				
評価基準		達成状況			
1. 当該機関等の専門分野における影響力・貢献	FATFが策定する国際金融取引の際に各国がとるべき措置、いわゆるFATF勧告は、マネロン・テロ資金対策の事実上の国際基準として国際社会において広く定着。年3回行われる会合では、FATF勧告の遵守が不十分な国・地域に対し、是正措置を求めめるための取組みを実施しており、FATF勧告の遵守が不十分な国・地域を特定したFATF問題国リストを年3回公表している。同リストは、各国金融機関が国際取引を実施する際の重要な指標として活用されている。				
2. 我が国重要外交課題遂行における当該機関等の有用性(意思決定における我が国のプレゼンスを含む)	テロの脅威が世界的に拡大している今日、テロリストの活動を根源から封じるマネロン・テロ資金対策は、暴力的過激主義対策や国際テロ対策協力と並んで我が国の重要外交課題となっている。2015年2月のG20財務大臣中銀総裁会議では、ISILに対するテロ資金供与対策の強化をFATFに要請しており、我が国のテロ対策を遂行する上でFATFへの拠出は益々不可欠となっている。我が国は、年3回の全体会合に、関係省庁の多数名から構成される代表団を派遣し、各分野の議論に積極的に参加しているところ、とりわけアジア太平洋地域諸国のマネロン・テロ資金供与対策にかかる議論をリードし、同地域全体のマネロン・テロ資金供与対策に主体的な責任を果たしている。				
3. 当該機関等の組織・財政マネジメント	FATFの財務状況、事業計画、実施済み事業の会計報告は、年3回適切に行われている。また、分担金以外の収入ベースとして、2014年にFATFへの新規加盟プロセスにある国に対する新規加盟費(accession fee)を導入し、2015年にはFATFオブザーバー国に対する任意のオブザーバー課金(observer fee)を導入した。				
4. 当該機関等における邦人職員の状況	30名の職員のうち邦人職員は1名(3.33%)。幹部職員0名。				
5. 我が国拠出の執行管理、PDCAサイクルの確保	FATFにおいて、以下のとおりPDCAを確保。 ①計画(Plan): 我が国の関連政策、分担金に関する予算要求、②実施(Do): 分担金の支払い、③評価(Check): 年3回の会合の機会を通じた定期的なFATFの活動・予算執行状況等の確認、④実施(Act): FATF予算を決定するFATF10月会合等において、分担金増加に反対しつつ必要に応じて活動の優先順位付けや分担金以外の収入ベースの模索等の改善策を提言。				
担当課・室名	国際安全・治安対策協力室				